

山田・東児中学校 再編準備委員会

第8回PTA部会 会議次第

日時：令和8年7月29日（水）19：00～

場所：東児公民館 大会議室

1 開 会

2 協 議

（1）新PTA規程について

3 そ の 他

次回開催予定時期 令和8年9月頃予定

4 閉 会

※配布資料

・【資料1】会員規定の変更案

【資料1】会員規定の変更案

現行案

第●章 会 員

第○条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 玉野東中学校生徒の保護者、またはこれに代わる者。
- 2 玉野東中学校の教職員。
- 3 本会の目的に賛同する者

ただし、第3号に該当する者の入会は三役員の承認を必要とする。

第○条 会員はすべて玉野PTA連合会の会員となる。

事務局変更案

第●章 会 員

第○条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 玉野東中学校生徒の保護者、またはこれに代わる者。
- 2 玉野東中学校の教職員。
- 3 本会の目的に賛同する者

ただし、第3号に該当する者の入会は三役員の承認を必要とする。

第○条 会員はすべて玉野PTA連合会の会員となる。

第○条 本会の入会及び退会については次のとおりとする。

- 1 本会への入会及び退会は、会員の自由意思によるものとする。
- 2 本会に入会しようとする者は、入会届を提出するものとする。
- 3 会員が次のいずれかに該当するときは、当然に退会したものとみなす。この場合において、退会届の提出は要しない。
 - (1) 保護者にあつては、その子が卒業、転校等により本校に在籍しなくなったとき
 - (2) 教職員にあつては、異動、退職等により本校に勤務しなくなったとき
- 4 前項に定める場合のほか、会員が任意に退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。